

大津市環境政策課における後援名義使用承認の取扱いについて

趣旨

本件は、市内における環境保全活動及び環境学習活動等の事業に対し、環境政策課が行う後援名義の使用承認事務を円滑に進めることを目的とする。

承認条件

大津市の後援名義使用承認を受けようとする団体（以下、申請団体）にあたっては、以下の条件を満たすものとする。

①本市の環境保全および市民の環境学習等を目的とした事業であること。

②原則として市内で開催される事業であること。ただし、市外で開催される事業であっても、前項の目的に深く寄与すると認められる場合はこの限りではない。

③専ら営利を目的とする事業でないこと。

また、参加者負担は原材料費等、実費徴収を除いて原則無料であること。ただし、市長の認めたものについては例外とする。

また、参加者に費用等の支出の強要（募金等を含む）、又は強要されていると思わせる行為をしないこと。

④特定の思想、政治的主張、宗教の普及を主たる目的とする事業でないこと。

⑤広く市民を対象とし、自由に参加できる事業であること。

⑥法令又は公序良俗に反するものでないこと。

⑦暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の利益になり、又はなるおそれがあると認められるものでないこと。

申請手続き

1 申請団体は、「後援名義の使用について（申請）」（様式第一号）に必要事項を記入の上、下記の必要書類を添付し、後援名義を使用する日の1カ月前までに環境政策課まで提出するものとする。

- ・開催要項
- ・収支予算書
- ・申請団体に関する資料（会則・役員名簿等）

2 市長は、申請団体に対して、前回のプログラム及びチラシ並びにその他事業に関する資料等を、参考資料として提出するよう求めることができる。

使用の承認

1 市長は、後援名義の使用承認申請があった場合、上述の承認条件にもとづきその内容を審査し、所定の様式（様式第二号）にて必要な条件を付して承認し通知する。

2 市長は、審査の結果、承認を行わないと決定したときは、所定の様式（様式第三号）にて申請団体に通知する。

申請内容の変更等

申請書を提出した後に申請内容に変更が生じた場合、申請団体は市長に対しその旨を報告し、指示を仰ぐものとする。

承認の取り消し

- 1 市長は、以下のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すものとする。
 - ①申請内容に虚偽があった場合
 - ②使用の承認において付された条件に違反した場合
 - ③申請内容について変更が生じたにもかかわらず、手続きを怠った場合
- 2 市長は、承認を取り消す場合、所定の様式（様式第四号）にて被承認団体あて通知する。

使用承認後の手続き

- 1 被承認団体がチラシ等広報物を作成する場合は、承認書に記載の使用名義を印字することができる。
なお、それらの広報物が完成した場合は、直ちに環境政策課へ提出するものとする。
- 2 被承認団体は、「事業報告書」に必要事項を記入の上、下記の必要文書を添付し、使用承認を受けた事業の終了後1カ月以内に環境政策課まで提出するものとする。
 - ・収支決算書
 - ・事業のプログラムや写真等、事業内容の分かる資料

【平成 27 年 1 月 21 日 制定】

【平成 29 年 2 月 14 日 改定】

【令和 4 年 8 月 23 日 改定】